

## 廃棄物処理法の施行規則等を改正する省令の公布について



環境省は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第34号)及び法律施行令の一部を改正する政令(平成22年政令第248号)について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」を平成23年1月28日に公布しました。

省令の主な内容は以下の通りです。

- ・会社改正法に伴う経理的基礎に関する提出書類の見直し
- ・定期検査
- ・廃棄物処理施設における記録の作成
- ・維持管理情報の公表
- ・設置者が不在となった最終処分場対策
- ・廃棄物処理施設の処理能力を変更する場合の手続
- ・焼却時の熱利用の促進
- ・大臣認定制度に関する規定の整備等
- ・産業廃棄物を事業場の外で保管する際の事前届出制度
- ・多量排出事業者処理計画
- ・帳簿
- ・マニフェストの保存
- ・優良産廃処理業者認定制度
- ・処理困難通知
- ・輸入許可対象の拡大
- ・建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外
- ・廃棄物の輸出確認及び輸入許可に係る事務における地方環境事務所への権限の委任
- ・廃棄物の広域再生利用指定制度の廃止
- ・寒冷地における一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場の構造基準及び維持管理基準の改正
- ・その他

尚、施行日は平成23年4月1日とされていますが、都道府県知事による多量排出事業者処理計画等の公表方法に関する部分については平成23年10月1日とされています。

当社では、産業廃棄物の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2011年1月28日付 環境省ホームページ

土壤環境箇所 明石康伸